

South China - Asia Business Report

Vol. 69
Jan / Feb
2018

華南・アジア

ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs

Topics

- 2017 年下期為替市場の回顧と 2018 年の見通し 3
～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- 香港の賃金動向 ～2017 年の回顧と 18 年の展望～ 6

Regional Business

Vietnam

- ベトナム企業を対象とする M&A の法律上・実務上のポイント 10
- 国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性 16
- ベトナムの付加価値税還付に関する
現行制度の問題点とその改正 19

Australia

- 豪州移転価格税制 21

Malaysia

- 2018 年度マレーシア予算案における税制改正 24

India インドビジネス最新情報 [28]

- BEPS アクションプランに対応する
移転価格文書化への取り組み 29

China

- 中国における税関調査 ～一般的な流れと対応～ 32

Macro Economy

- アジア経済情報：アジア概況 35

Briefs

Topics

2017 年下期為替市場の回顧と 2018 年の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

2017 年下期のドル円相場は、米トランプ政権における政策実現性の不透明感の高まりや、北朝鮮における地政学リスクの再燃で一時 107 円 30 銭近辺まで下落した後、国連安全保障理事会の北朝鮮に対する制裁決議採択でリスクオフモードが緩和したことや、トランプ政権下の税制改革法案の進展に期待感が高まったことで、下落基調から一転し 114 円 70 銭近辺まで上昇した。米国経済が好調さを維持するなか、FRB は利上げに前向きな姿勢を示しており、ドル／円は 17 年末にかけて底堅く推移した。

18 年上期もドル円相場は底堅い展開が想定され、FRB もパウエル新議長のもとで緩やかな利上げを継続するだろう。年後半にかけては米国のインフレが力強さを欠く中で FRB の利上げ継続に懐疑的な見方が強まる可能性や、米中間選挙を控えた政治的な不安等により、緩やかな下落基調となるだろう。

17 年下期のオフショア人民元相場は、14 年から続いてきた人民元下落トレンドが終了し、人民元高が進行した。かかる中、強気な人民元センチメントを緩和するため、中国人民銀行は為替フォワード取引の準備金要件の事実上撤廃を表明。これを受け、人民元の上昇は一服し、緩やかに人民元安の流れに転じる展開となった。18 年上期のオフショア人民元相場は、緩やかな人民元安基調が継続すると想定する。

香港の賃金動向 ～2017 年の回顧と 18 年の展望～

2017 年の香港実質 GDP 成長率は年初の予測を上回る +3% 台後半を実現する見通しだ。失業率は足元で 20 年ぶりに 3% まで低下するなど、16 年の平均 3.4% からいっそう改善し、17 年上期の所得は名目、実質ともに前年同期比プラスとなっている。18 年の景気展望について、各機関とも外部環境の好転を背景に安定推移を見込むものの、17 年比では減速するとみている。雇用環境は引き続き良好な状況が持続するものの、企業の雇用意欲の高まりは一服した感もあり、名目賃金の伸びは 17 年と同程度ないし若干鈍化する可能性もありそうだ。

Regional Business

[Vietnam] ベトナム企業を対象とする M&A の法律上・実務上のポイント

ベトナムにおける M&A 取引で採られるスキームとしては、株式取得(既存株式の譲渡および第三者割当増資)と資産譲渡の二つがあり、実務上もっともよく用いられるのは株式取得である。また、買収対象会社の資本構成が複雑で、デューデリジェンスに多大な時間と労力がかかることが想定されるケースでは、売主＝対象会社に新会社を設立させ、当該新会社に資産を譲渡して必要な事業を承継させたうえで、当該新会社の株式を取得するという、2つのスキームを組み合わせ

せたスキームが検討されることもある。ここでは、これらスキームの概要や外資規制および留意点などについて解説する。

[Vietnam] 国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性

ベトナムにおいて、オフィシャルレターは法令等の実施に当たって生じる特定事項についての不明確な論点・解釈をクリアにするために、各政府機関が各企業等の質問・疑問に応じる形で書面で回答するものを指す。つまり、オフィシャルレターは政府機関からの公式回答となるため、一般的に信頼性が高く、ベトナムの法令の隙間を埋める形で法令の実務運用を円滑化する重要な役割を果たしている。一方、オフィシャルレ

ターは必ずしも絶対的な効力を持つわけではなく、その有効性および合理性を慎重に検討することが求められるケースもある。ここでは、オフィシャルレターの効力が裁判所によって否定された事例を紹介する。

[Vietnam] ベトナムの付加価値税還付に関する現行制度の問題点とその改正

16年7月1日に施行された政令100号および通達130号により、付加価値税(VAT)の還付が非常に厳しくなった。一方、日系を含む多くの外資系企業からの意見を受けて政府はさらなる制度改正を予定しており、17年7月に財務省より当該政令等に対する改正案が発表され、18年2月に施行される。ここでは本改正案のうち、日系企業にとって大きなデメリットの解消となることが予想される輸出企業のVAT還付に関する改正についてまとめる。

[Australia] 豪州移転価格税制

オーストラリアはOECD加盟国として、国際課税の主流となっているBEPS(税源浸食と利益移転)の行動指針遵守に積極的に取り組んでいる。移転価格税制も法制化され、会計年度が2016年12月締めの対象企業は既に、当該規制の中で導入されたローカルファイル、マスターファイル、国別報告書の提出義務が発生している。ここでは同国における移転価格税制について、日系企業の納税者に起こりうる主な問題として、ファイル形式と申告方法、およびマスターファイルと国別報告書の作成要件について解説する。

[Malaysia] 2018年度マレーシア予算案における税制改正

2017年10月27日に18年度(1~12月)のマレーシア予算案が発表された。今般予算案は、ナジブ首相が昨年掲げた戦略的目標、TN50(2050 National Transformation:マレーシアが2050年までに先進国のトップ20入りを目指す取り組み)の実現に向け、経済全体の力強い成長をテーマとしている。ここでは18年予算案のうち、過大支払利子税制(ESR)の創設や優遇税制の拡大・延長など、日系企業に関心が高いと考えられる、税制改正の内容につ

いて紹介する。

[India] インドビジネス最新情報[28] BEPSアクションプランに対応する移転価格文書化への取り組み

インドはOECD加盟国ではないものの、進んでOECDの提言を取り入れている。OECDが15年に公表したBEPSに対する15項目の行動計画のうち、「移転価格文書化の推進」についても積極的に導入を検討。17年4月にはインド所得税法の改正案が国会で承認され、一定の条件を満たす企業に対し、これまでの報告義務に加えマスターファイル、国別報告書の報告を義務化することとした。ここでは、17年10月にインド財務省の中央直接税局が定めたマスターファイル、国別報告書の記載内容について解説する。

[China] 中国における税関調査～一般的な流れと対応

税関調査が多発する中、如何にこれに対応するかについて悩む企業は多い。税関調査には一定の流れがあり、それを理解して戦略を立てれば、税関調査にスムーズに対応することが可能になる。ここでは、税関調査の一般的な流れを紹介するほか、税関調査の具体的な対応方法について調査事項別に、また調査後の対応とあわせ解説する。

Macro Economy

アジア経済情報: アジア概況

2017年3Q(7~9月期)のアジア各国の景気は概ね加速した。頭打ちとなっていた輸出がIT関連を中心に持ち直したほか、一部の国では内需についても堅調な動きがみられた。18年は、アジア経済をけん引していた輸出は小幅に減速するが、底堅い推移を続けると予想する。また、中国経済は緩やかに減速する一方で、先進国を中心にグローバル経済は底堅いと想定されるため、18年にかけて輸出環境の陰りは限定的なものにとどまると考えられる。17年と18年の成長率は、中国とNIEsが緩やかに減速する一方、その他が加速することで、アジア全体の成長率は+6.1%で横ばいに保たれる見通しである。



2017 年下期為替市場の回顧と 2018 年の見通し

～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

みずほ銀行 香港資金部
アジア FX ストラテジスト 張建泰

米ドル／円 2017 年下期回顧

2017 年下期のドル円相場は、米トランプ政権下における公約の柱でもあったオバマケア代替法案が否決され政策実現性の不透明感が高まったことや、北朝鮮の長距離弾道ミサイルの発射等による地政学リスクへの懸念が再燃したことから、ドル円は 107 円 30 銭近辺まで一時下落する展開となった。その後、国連安全保障理事会にて北朝鮮に対する制裁決議が全会一致で採択されリスクオフムードが緩和したことや、市場で織り込まれていなかった米トランプ政権下の税制改革法案の進展に対する

期待感が高まったことで、下落基調から一転し 114 円 70 銭近辺まで上昇する展開となった。米国経済が好調さを維持する状況下において、FRB の利上げ見通しに対する前向きな姿勢が示唆され（12 月 FOMC では 17 年 3 回目の追加利上げを実施）、加えて米トランプ政権下における税制改革法案の上下院可決等も相まって、米ドル／円は 17 年末にかけて底堅い推移が継続した。

米ドル／円 2018 年上期見通し

18 年上期のドル円相場は、底堅い展開を想定する（図表 1）。FRB は 18 年においてもパウエル新議長のもとで緩やかな利上げ

は継続すると見ており（次頁図表 2）、日米金利差の拡大基調や米トランプ政権下における政策実現への期待感継続が、ドル円相場を下支えしよう。

他方では、日銀によるリバーサル・レート¹の議論が浮上している。18 年 4 月に任期を迎える黒田日銀総裁の後任

【図表 1】2018 年のドル円相場は年末にかけて緩やかなドル安か



(資料) Bloomberg

¹ 過度の金利低下が預貸金利ぎやの縮小を通じて銀行部門の自己資本制約がタイト化し、金融仲介機能が阻害され、かえって金融緩和の効果が反転する可能性。

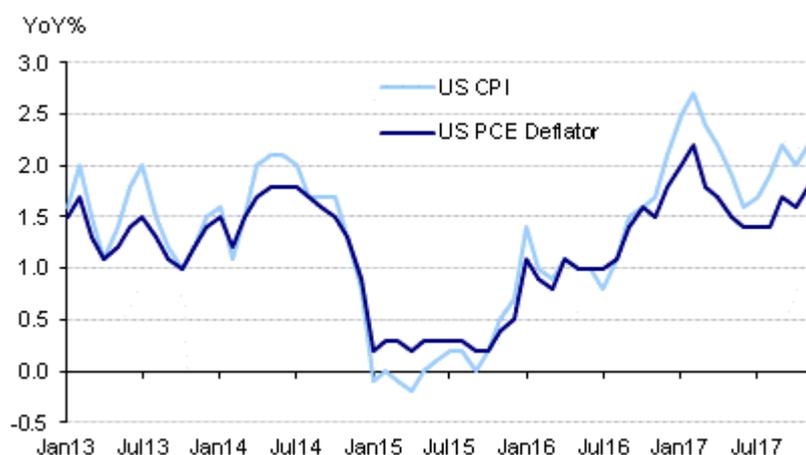
人事も含め、「過度の金利低下＝マイナス金利政策」が見直される可能性も考えられ、ドル円の下落圧力が強まる展開も視野に入れておきたい。加えて、引き続き北朝鮮情勢・中東情勢等の地政学リスクやロシア疑惑等の政治リスクの再燃によるリスクオフムードの高まりには注意したい。

年後半にかけては米国のインフレが力強さを欠く中でFRBにおける利上げ継続への懐疑的な見方が強まる可能性や、米中間選挙を控えた政治的な不安等により、緩やかな下落の一途をたどるだろう。

米ドル／オフショア人民元 2017 年下期回顧

17 年下期のオフショア人民元相場は、14 年から続いてきた人民元下落トレンドが終了し、人民元高が進行する展開となった。底堅い中国経済、資本流出圧力の低下に加え、世界的な米ドル安の流れから8月に6.70を超える水準まで上昇した後、約20

【図表2】物価上昇圧力に力強さが欠ける中、緩やかなペースでの利上げ継続か



(資料) Bloomberg

カ月ぶりの高値である 6.4436 水準まで上昇圧力が加速した。かかる中、強気な人民元センチメントを緩和するため、中国人民銀行は為替フォワード取引の準備金要件の事実上撤廃を表明した。金融機関は顧客のために為替フォワードを通じて米ドルを買う際に、該当する取引の 20%に相当する金額を準備金として積むように義務付けられていた。15 年 10 月に導入されたもので、人民元の下落局面での米ドル買いを抑制する(人民元安を抑制する)措置と捉えられてきたが、本件の撤廃により人民元の上昇は一服し、緩やかに人民元安の流れに転じる展開となった。その後は、比較的狭いレンジ内で安定した推移が継続した。

【図表3】2018 年のオフショア人民元相場は緩やかな人民元安が継続か



(資料) Bloomberg

開となった。その後は、比較的狭いレンジ内で安定した推移が継続した。

米ドル／オフショア人民元 2018 年上期見通し

18 年上期のオフショア人民元相場は、緩やかな人民元安基調が継続すると想定する(図表3)。第1

期習政権では、反腐敗運動が推し進められた一方、産業改革や過剰債務削減といった構造改革は中国国内の景気が弱かったことから道半ばとなっている。足もと、中国経済は底堅さを維持しており、習主席への権力集中が進むなかで、構造改革に取り組む好機と言える。今後、第2期習政権下では産業改革や国有企業改革、過剰債務削減といった痛みを伴う構造改革が本格化すると見られ、短期的には中国成長の鈍化をもたらす可能性が高く(図表4)、人民元相場にとっては売り圧力となろう。一方で、中期的に見れば中国成長の促進および金融市場の安定に資するものと言える。

リスクシナリオとしては、第2期習政権による痛みを伴う構造改革が急激な中国景気悪化や信用収縮を引き起こし、7.0水準を再度試すような過度な米ドル高人民元安が進行する展開だろう。ただし、そのような局面では、資本流出懸念やハードランディング懸念が再燃する恐れがあり、中国当局は強力な姿勢で阻止してくると見込む。

中国はかねてより中国市場および人民元国際化を推進しており、ストック・コネクトおよびボンド・コネクト²等の既存チャネルへの外国人投資家の理解および深化により中国市場への資金流入が加速し資金流出懸念を相殺していくと見込む。一方で、習政

【図表4】構造改革の進展が中国成長の鈍化をもたらすか



(資料) Bloomberg

権下における構造改革による中国経済の減速を背景に、総じて緩やかな米ドル高人民元安基調が継続し、18年末は6.80水準を想定する。

² 上海・深圳と、香港の取引所間で株式および債券の売買取次ぎを相互に行う試行措置。



香港の賃金動向

～2017年の回顧と18年の展望～

高田由利香 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

2017年の香港実質GDP成長率は年初の予測レンジ+2～3%を上回る+3%台後半を実現する見通しだ。失業率は足元で20年ぶりに3%まで低下するなど、16年の平均3.4%からいっそう改善し、17年上期の所得は名目、実質ともに前年同期比プラスとなっている。18年の景気展望について、各機関とも外部環境の好転を背景に安定推移を見込むものの、17年比で減速するとみる。雇用環境は引き続き良好な状況が持続するものの、名目賃金の伸びは17年と同程度ないし若干鈍化する可能性もありそうだ。

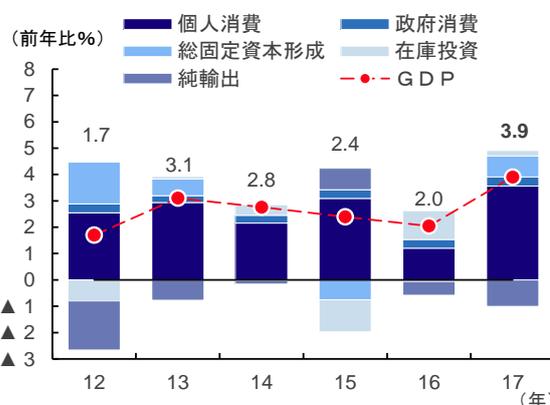
1. 17年の回顧

1.1. 景気

17年1～9月期の香港の実質GDP成長率は前年同期比+3.9%と相対的に高水準となった(図表1)。世界および中国経済の回復や、香港の不動産・株式市況の活況による資産価格の上昇などを背景に個人消費が伸び、成長に大きく寄与した。17年11月時点、香港政府は通年のGDP成長率の着地見込を+3.7%とするなど、16年の実績値+2.0%、および07～16年の年平均+2.9%を上回る景気拡大ペースとなる見通しだ。

17年1～9月期の小売総額は、中国本土を中心とするインバウンド旅行者数の回復などを背景に、前年同期比+0.9%のプラスを記録した。14～16年にかけて前年比マイナスが続いたが、17年は通年でプラスを回復する可能性が高い。

図表1 GDP(項目別寄与度)

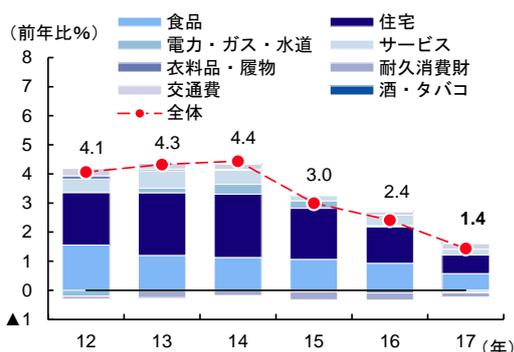


(注) 数字は実質GDP成長率。17年は1～9月期の前年同期比。

(資料) 香港政府統計処

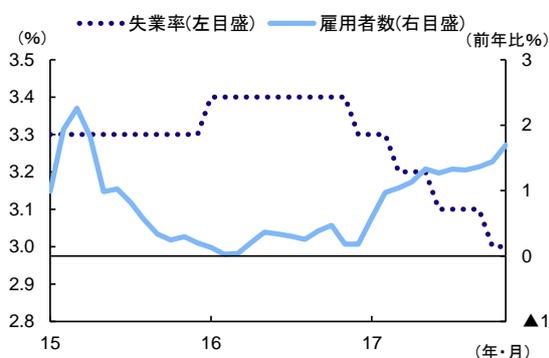
同時期の総合消費者物価指数(CPI)は前年同期比+1.4%と、上昇圧力は緩和傾向にある(次頁図表2)。インフレの内訳は住宅と食品の寄与度が各々+0.6%PTと同2項目で大半が占められたが、いずれも16年と比べると、寄与度は低下した。香港政府は17年通年では前年比+1.5%の着地を見込む。

図表2 総合CPI(項目別寄与度)

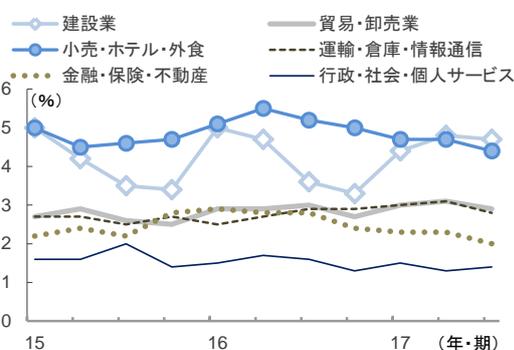


(注)17年は1-9月期の前年同期比。

図表3 雇用者数と失業率



図表4 主な業種別失業率



図表5 賃金・給与の推移 (%)

年	名目		実質	
	賃金	給与	賃金	給与
2012	5.7	6.5	1.6	2.3
2013	4.7	5.4	0.2	1.0
2014	4.2	4.3	▲2.4	▲0.1
2015	4.3	4.6	0.5	1.5
2016	3.7	3.8	1.2	1.3
2017/1H	3.7	3.7	2.5	2.4

(資料)香港政府統計処

1.2. 雇用所得環境

17年1~9月期の平均失業率は3.1%と16年平均の3.4%から0.3%PT低下した。直近となる17年11月は3%となっている(図表3)。低下の主な要因は、建設や小売・ホテル・外食などでの雇用拡大にあるとみられる。業種別でみると、香港を訪れるインバウンド旅行者数の減少などを背景に、小売・ホテル・外食の失業率は16年4~6月期に5.5%まで悪化したが、17年7~9月期には4.4%まで改善している(図表4)。同時期の業種別失業率は最高でも建設業の4.7%と、全体的に低水準にとどまった。

インバウンド旅行者数は15~16年と2年連続で前年比マイナスに落ち込んだが、中国をはじめ世界景気の回復傾向を受け、17年1~9月期は前年同期比+2.2%のプラスに転じた。小売やホテル、外食などの需要回復が雇用拡大につながるとみられる。

安定した雇用環境を背景に、所得は底堅く推移した。17年上期の賃金・給与指数¹は前年同期比でいずれも+3.7%と、16年平均と同じ、ないし若干下回った(図表5)。

香港人材管理協会(HKPKMA)と香港バプティスト大学が企業を対象に行った昇給率調査によると、16年の平均+3.9~4.1%に対し、17年は同+3.6~4.0%の結果であった。また、香港人力資源管理学会(HKIHRM)が行った同様の調査でも、16年平均+3.5%に対して17年は同+3.3%と、い

¹ 香港政府の定義によると、賃金(Wage)とは、基本給と固定手当・賞与の合計額で管理職階までカバーする概念。これに対して給与(Payroll)とは、賃金に加えて変動賞与や残業手当などを含み、経営職階までカバーするより包括的な概念。

れも水準は若干低下した。

このように、17年は16年を上回る状況にはなかったとみられるが、17年上期の賃金・給与指数について、物価上昇率を差し引いた実質で見ると、賃金は+2.5%、給与は+2.4%と、近年にない高水準となっている。例年に比べ所得増加の実感を得やすい年となった可能性がある。

2. 18年の展望

2.1. 景気の見通し

各種機関の実質 GDP 成長率の見通しをみると、17年の+3.5%~3.8%に対し、18年は+2.0~3.2%と、景気の減速を見込んでいる(図表6)。このうち、18年の予測値を2%と低めに置かずほ総合研究所は、米国の利上げに伴う香港域内の金利上昇が不動産市況にマイナスの影響を及ぼし、個人消費の減速をもたらすため、景気が鈍ると予想する。

17年には米国が3月、6月、12月と3回の利上げを実施し、ペッグ制のもとで米国金利に追随する香港も、香港金融管理局がベースレートを3回引き上げた。ただし、香港の銀行システムでは依然として高い流動性が保たれており、香港の大手銀行の間では、香港銀行間貸出金利(HIBOR)の急ピッチな上昇や、最優遇貸出金利(プライムレート)の引き上げを行う状況には当面ならぬだろう——との見方が大勢を占めているもようだ。

図表6 各機関の香港経済見通し

機関名	実質GDP (予測、%)		公表時期
	2017	2018	
アジア開発銀行 (ADB)	3.7	3.2	17年12月
中国銀行	3.8	3.0	17年12月
恒生銀行	3.6	2.8	17年12月
IMF	3.5	2.7	17年11月
DBS	3.7	2.5	17年09月
みずほ総合研究所	3.5	2.0	17年12月
香港政府	3.7	-	17年11月
平均	3.6	2.7	

(資料)ADB、中国銀行(香港)、恒生銀行、IMF、DBS、みずほ総合研究所、香港政府

図表7 業種別の翌期業況・雇用判断 D.I.

業種	2016				2017			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
翌期業況判断								
貿易・卸売	▲30	▲8	▲14	▲14	▲6	▲2	+0	+1
小売	▲47	▲40	▲38	▲2	▲15	▲4	▲4	+24
ホテル・外食	▲15	▲17	▲11	+13	▲14	▲13	▲2	+13
運輸・倉庫・宅配	+1	+8	+5	+12	+7	▲2	+2	▲7
情報通信	+13	+0	+12	+15	+0	+19	+17	+16
金融・保険	+7	+9	+6	+12	+12	+24	+19	+13
専門商事サービス	+0	▲11	▲14	+9	▲8	+0	+0	+7
セクター全体	▲11	▲4	▲6	+2	▲1	+5	+6	+5
翌期雇用判断								
貿易・卸売	▲3	▲3	▲6	▲5	+0	+2	▲1	+1
小売	+9	▲2	▲4	+4	+1	+4	▲3	+3
ホテル・外食	+7	+12	+15	+16	+5	+9	+20	+5
運輸・倉庫・宅配	+10	+11	+18	+20	+17	+9	+7	+2
情報通信	+13	+12	+21	+13	+14	+24	+9	+10
金融・保険	+7	+7	+10	+10	+15	+16	+16	+13
専門商事サービス	+5	▲4	▲7	+15	+0	+6	▲3	+5

(注)いずれも翌期見通し。業況判断 D.I.=(「良くなる」-「悪くなる」)÷回答社数×100、雇用判断 D.I.=(「人員増加」-「人員削減」)÷回答者数×100で算出。

(資料)香港政府統計処

図表8 各種機関による昇給率予測の推移

調査機関	16年	17年	18年	
	予測 (%)	予測 (%)	予測 (%)	公表時期
ManpowerGroup	N/A	3.0~5.0	3.0~3.8	17年12月
香港人材管理協会 (HKPMA) & バプティスト大学	4.1~4.3	3.5~3.8	3.5~3.8	17年10月
香港人力資源管理学会 (HKIHRM)	3.8	3.5	3.5	17年11月
Mercer	4.5	4.2	3.9	17年11月
Willis Towers Watson	4.5	4.0	4.0	17年12月
ECA International	4.5	4.0	4.0	17年11月
Aon Hewitt	4.6	4.3	4.1	17年11月

(資料)各機関プレスリリースおよび各種報道

2.2. 雇用・所得の見通し

企業の景況感を示す翌期業況判断 D.I.の推移をみると、全体平均は3期連続でプラスが続くなど安定傾向にある(前頁図表7)。直近の17年10~12月期を業種別にみると、特に小売やホテル・外食が前期のマイナスから大幅なプラスに転じている。このほか、情報通信、金融・保険などは最高水準となった4~6月期から緩やかな低下傾向を示しているものの、依然として高水準にあるといえよう。半面、企業の雇用意欲を示す翌期雇用判断 D.I.は、足元で全業種プラスとなつてはいるものの、数値自体は全体に低位にとどまっており、雇用意欲の高まりが一服した感もある。

各機関による18年の昇給率予測レンジは+3.0%~4.1%となっており、17年の同レンジを下回った(図表8)。このうちHKPMAとバプティスト大学の調査によると、18年の昇給率予測レンジは3.5~3.8%と、13年以降で最低水準となった。業種別では+4.6%の外食・ホテル業界が最高で、これに+4.0%の建築、専門サービス、不動産管理などが続き、+3.0%の情報・情報科学技術(ICT)が最低であった。17年にかけて景況感の改

善傾向が続いたものの、企業は18年の景況見通しに慎重な姿勢を崩しておらず、昇給率についても保守的にみる傾向がありそうである。こうしたことから、18年の名目賃金の前年比変化率は+3%台のうち、17年と同程度ないし下回る水準にとどまる可能性も考えられよう。



【Vietnam】

ベトナム企業を対象とする M&A の
法律上・実務上のポイント

廣澤太郎 渡邊純子 西村あさひ法律事務所・ハノイ事務所

1. はじめに

ベトナムは、9,000 万人を超える人口を擁し、ASEAN 諸国の中でも比較的政政治および社会的に安定していることを理由に、日本企業の進出件数の伸びも大きい。2017 年 11 月時点での日本商工会の会員企業数に関してみても、ハノイは 680 社、ホーチミンは 944 社に及んでおり、ダナンも 100 社を超えている。

ベトナム企業にとって、日本企業は、その技術や経営ノウハウに対する期待も高く、投資家としての出資を期待されていることから、日本企業によるベトナム企業への M&A の件数も堅調に推移している。本稿では、ベトナム企業を対象とする M&A に関する法制面および実務面を概観する。

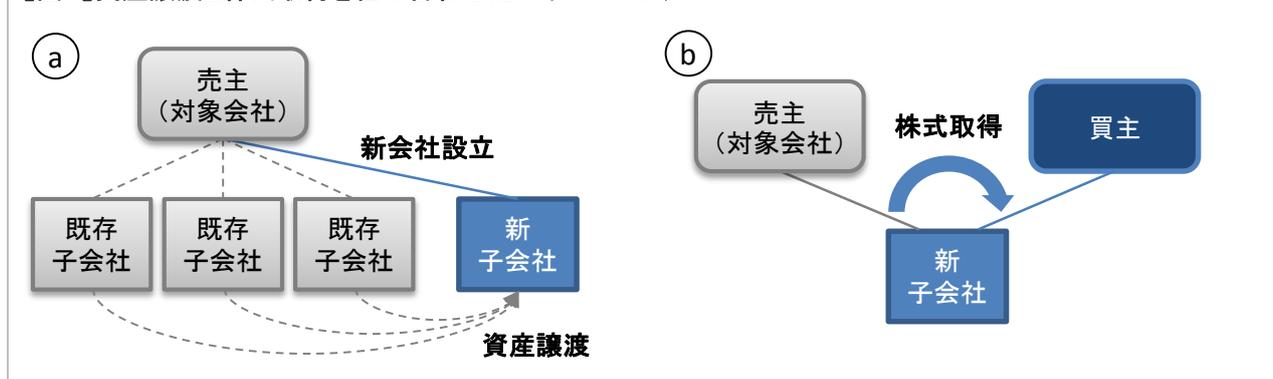
2. M&A 取引において用いられるスキーム

M&A 取引で実務上採られるスキームとしては、

①株式取得(既存株式の譲渡および第三者割当増資)、②資産譲渡、の二つがあるが、実務上もっともよく用いられるのは①である。②は日本における事業譲渡と類似しており、譲渡対象となる資産および負債を選別することができる(そのため偶発債務の遮断も可能となる)というメリットがある一方で、個々の資産の種類に応じた権利関係の移転手続きを踏む必要があるため、手続きが煩雑になり得るといふデメリットがある(特に、譲渡対象資産に土地使用権が含まれている場合、手続きが煩雑になり得る)。

また、買収対象会社グループの資本構成が複雑である、対象会社のデューデリジェンスに多大な時間と労力がかかることが想定されるなど、そのまま株式取得の方法による出資を行うことに問題がありそうなケースでは、売主/対象会社に、新会社を設立させたうえで(図1-a)、当該新会社に、資産譲渡を利用して必要な事業を承継させたうえで、偶発

【図1】資産譲渡と株式取得を組み合わせたスキームベトナム



債務を遮断し、当該新会社の株式を取得する(前頁図1-b)という、上記①と②を組み合わせたスキームが検討されることもある。

3. 各事業分野に適用される外資規制の概要

事業分野に関するベトナムの外資規制の根拠法規としては、投資法および業種別に定められたベトナム国内法、WTO コミットメント等がある。

(a) 投資法

投資法に規定されている外資規制の種類としては、外資による投資が一切禁止される投資禁止分野(麻薬に関する事業、一定の有害化学物質・鉱物に関する事業など)、および一定の条件を充足した場合にのみ投資が認められる条件付投資分野がある。条件付投資分野に関し、投資法の別表4には、合計 267 個の条件付投資分野が列挙されており、代表的なものとして、物流事業、不動産事業、流通(卸売・小売)事業などが挙げられる。具体的な条件の内容は個別の法令において別途規定されているが、たとえば、管轄官庁からの個別の許認可(サブライセンスと呼ばれる)の取得が必要とされたり、一定額以上の資本金や、一定の人的・物的設備を有していることなどが代表例である。このような条件は、その根拠法令とともに、ウェブサイトにて確認することができる⁴。

(b) WTO コミットメント

ベトナムは、07 年の WTO 加盟時に、一定のサービス分野を対象として段階的な市場の開放を約束している。WTO コミットメントは、当該開放の条件や

スケジュールを定めており、WTO コミットメントのうち一定事項については、国内法として直接適用することが定められている。もっとも、領域によっては、異なる国内法上の規制が並存している分野や、個別の法令等により WTO コミットメントに先行した規制緩和の動きもあるため、適用される外資規制を正確に把握するためには、実務上、管轄当局に対する事前の個別確認が必要となる。

(c) 不動産取得に関する規制

ベトナムでは、あらゆる土地の所有権は国家に属し、私企業(ベトナム内資企業および外資企業のいずれも含まれる)は、国家から土地使用权という形で不動産を使用する権利を取得することになる。外資企業が土地使用权を取得するためには、原則として、国家から直接、土地使用权の割り当てまたはリースを受ける必要がある。なお、ベトナムの土地法には、外資企業が既存の土地使用权者から譲り受ける方法で土地使用权を取得できることを明確に認める文言が定められていないため、一定の場合を除き、譲渡の方式で土地使用权を取得することは認められていないと解釈されている。

もっとも、ベトナム内資企業が土地使用权を保有している場合に、(i) 当該ベトナム内資企業の株式を外資企業が取得すること、および、(ii) 当該ベトナム内資企業と外資企業が合併会社を組成し、合併会社が、ベトナム内資企業の保有する土地使用权の現物出資を受けることについてはいずれも可能であり、実務上も、不動産開発案件などでよく行われている。

4. 公開会社の株式を取得する場合の留意点

近時のベトナムにおける証券市場の発展を受け

⁴ 本稿執筆時点での当該ウェブサイトのリンク先は以下のとおりである。 <https://dangkykinhdoanh.gov.vn/>

て、M&A の買収対象会社が上場会社であるケースも増えている。上場会社の株式を取得する場合には、(a)公開会社(=以下に述べるように「上場会社」を含む、より広い概念である)に適用される規制、(b)上場会社に適用される規制、の二種類の規制に留意する必要がある。以下、それぞれについて解説する。

(a) 公開会社に適用される規制

(i) 公開会社の定義

ベトナム証券法上、以下のいずれかに該当する場合は「公開会社」となる(証券法 25 条)。

- ① 株式の公募を行った会社(公募実施会社)
- ② 証券取引所または証券取引センターに上場している会社(上場会社)
- ③ 100 名以上の株主(プロ投資家を除く)が存在し、かつ定款資本が 100 億ドン以上である会社

(ii) 外資出資比率に関する規制

買収対象会社が公開会社である場合、従前、外国投資家による公開会社への出資は一律に 49% を上限とする規制が存在したが、15 年9月1日から施行された政令 60 により以下のとおり定められている。

- ① 国際条約およびベトナム国内法令において、外資比率について明確な規定がある場合、当該外資比率が上限となる(100%の出資可能である旨の定めがある場合には 100%となる)
- ② 国際条約およびベトナム国内法令にお

いて、外資比率について明確な定めがない場合、または出資比率以外の他の条件が付されているときには、上限は 49%となる

(iii) 公開買付規制

以下のいずれかの場合には、原則として公開買付け(TOB)が義務付けられる(証券法 32 条)。

- ① 保有割合 25%以上となる株式を取得しようとする場合
- ② 保有割合が 25%以上の者がさらに 10%以上の株式を取得しようとする場合
- ③ 保有割合が 25%以上の者が、直前の公開買付けの完了から1年以内にさらに5%以上 10%未満の株式を取得しようとする場合

ただし、この公開買付規制には例外が設けられており、公開会社の議決権株式の 25%以上を取得する取引であっても、当該取引が対象会社の株主総会の普通決議により承認されている場合は、公開買付けは不要とされている(証券法 32 条2項(b))。この規定を根拠として、実務上は、株主総会決議を経ることで公開買付けを行わない場合が多く、ベトナムでは、公開買付けはあまり活発に行われていない。

(iv) インサイダー取引規制

証券法上、「インサイダー情報」は、「公開会社または公開ファンドに関する未公開情報であり、公開された場合に当該公開会社または公開ファンドの

株価に重大な影響を与え得る情報」と定義されており(証券法6条32項)、インサイダー情報を利用した自己または他人のための証券の売買が禁止されている。インサイダー取引規制に違反した場合、行政罰および刑事罰が科される可能性がある。

日本のインサイダー取引規制と比較した場合、ベトナムにおけるインサイダー情報の定義は非常に幅広く抽象的であり、判断の基準となるガイドラインも特段存在しないため、買収前のデューデリジェンスにおいて、インサイダー情報に該当し得る情報を入手した場合は、対象会社に当該事実を公表させる等の対応策が必要になるケースもあり得る。

(b) 上場会社に適用される規制

上場株式を取引する際の規制はいくつかあるが、本稿では取引価格に関する値幅制限を取り上げる。ベトナムには、ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所およびUPCOMの三つの証券市場が存在するが、基準価格(=取引前日の終値)に基づき、次のような一定の取引価格の制限がある。

- ホーチミン証券取引所上場銘柄=基準価格の±7%
- ハノイ証券取引所上場銘柄=基準価格の±10%
- UPCOM上場銘柄=基準価格の±15%

ただし、国家証券管理委員会(以下、SSC)の個別承認を得ることにより、証券取引所外で取引を行うこともでき、その場合には上記の値幅以外の価格での取引が可能となるため、実務上、大株主と相対で上場株式の取引を行う事案では、SSCの個別承認を取得することにより、上記の値幅制限を超える価格で合意するケースもある。

なお、SSCの個別承認を得ずに、実際に合意した価格がクローリング予定日に値幅制限内に入らなかった場合の対応策としては、①合意した価格が値幅制限内に入るまでクローリングを延期する(ただしクローリングの時期が不確実になるため、一定期間経過後は、SSC承認を取得するための申請を行うというアレンジにすることも考えられる)、②規制上許容される値幅の中で、合意した価格にもっとも近い価格で譲渡を行う(ただし、この場合、想定外の高値/安値での譲渡が実行されるリスクがあり得る)、といった方法が考えられる。

(c) スクイーズアウトの可否

買収対象会社の100%子会社化(スクイーズアウト)の可否については、ベトナムでは、残存株主が希望する場合に、公開買付者が公開買付完了後30日以内買取義務を負うという制度はあるが(政令58号51条)、残存株主が売却を望まないようなケースで、残存株主の株式を強制的に取得することが可能であることの明確な法的根拠はない。したがって、現行のベトナム法制のもとでは、買収対象会社の100%子会社化を行うためには、各株主から個別に株式を買取る以外に方法はないと考えられる。

5. 企業結合規制

競争法に基づく企業結合規制の概要は以下のとおりである。

- ① 関連市場における合計シェアが50%を超えることとなる経済集中(①合併、②企業買収、③合併会社設立)は原則として禁止

- ② 関連市場における合計シェアが 30～50% となる経済集中については、競争管理庁に対する事前届出が必要
- ③ 競争管理庁は、事前届出の受理後、原則 45 日以内に回答する(ただし、必要に応じて2回まで、合計 60 日まで延長可能)

上記のとおり、M&A 実行後の対象会社グループと買主グループの市場シェアの合計が 30%以上となることが想定される場合には、当局に事前相談を行い、スケジュールを確認することが必要である。

もともと、ベトナムでは、市場におけるシェアの確定が困難である等の事情もあり、実際の届出件数は非常に少ない状態が続いていたが、17 年 10 月 31 日に開会したベトナム国会において、競争法の改正草案が提出された。かかる草案では、経済集中の判定を上記のような市場占有率によるのではなく、ベトナムにおける保有資産合計額・売上合計額等による新しい基準が盛り込まれている。

6. クロージングに関連する諸手続きおよび規制

(a) 企業買収登録手続き

株式取得における買主は、投資法 26 条に基づき、以下のとおり、企業買収登録手続きを履践しなければならない。この登録手続きは、買収後の外国投資家による出資比率が 51%未満で、かつ、対象会社の事業が投資法上の条件付投資分野を含まない場合にのみ、不要となるが、それ以外の場合には必要となる。したがって、外国投資家がマジョリティ出資を行う場合や、マイノリティ出資であっても、外資による出資において何らかの条件が付されている事業分野(条件付投資分野)への投資を行う場合には、かかる企業買収登録手続きが必要となり、

当局は、外資規制に抵触する買収が行われることがないよう、企業買収登録手続きを通して実質的に審査しているといえる。

実務上は、株式買取契約等の M&A 契約において、買主の対価支払いの前提条件の一つとして、売主に対しこの手続きが完了していることを求めることになる。

- 当局は、株式取得が、投資法に定める条件に合致するものであるか否かを審査する。
- 条件に合致している場合、登録申請書類を受領した日から 15 日以内に、当局から投資家の変更手続きが可能となる旨の通知が行われる。
- 条件に合致しない場合には、当局から申請者に対して、理由とともにその旨の通知がなされる。

(b) 支配権移動の効力発生時点

対象会社が株式会社の場合、株主名簿の名義書換完了をもって株式の所有権が移転し、株式取得による支配権の移動が完了することになる(企業法 126 条 7 項)。一方、対象会社が有限会社の場合には、対象会社の企業登録証明書の修正が完了した時点で、出資比率の変更の効力が生じると解されている。また、スキームによっては、外国投資家が株主になった旨を関連情報とともに会社登記機関に通知することも必要となる。実務上は、M&A 契約において、これらの手続完了についても、買主の対価支払いの前提条件の一つとして売主に求めることになる。

(c) 株式譲渡取引における対価の支払い

株式譲渡取引における対価の支払方法は、関連する法制に基づき、買主が売主の銀行口座や対象会社の銀行口座へ直接支払いを行うことはできず、日本国内における株式譲渡取引とは異なるフローを経ることになる点に留意が必要である。

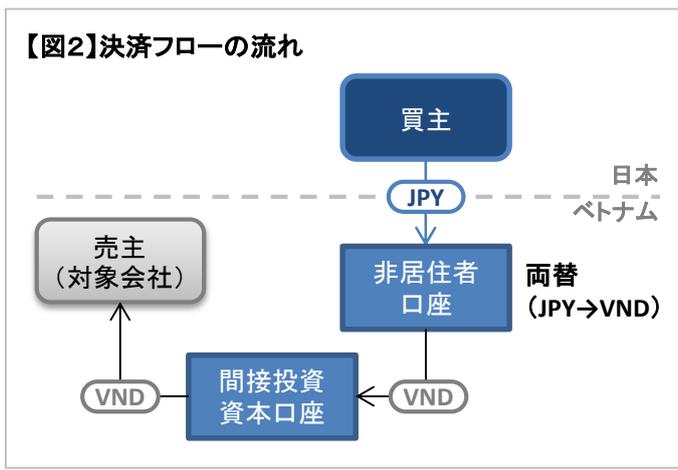
すなわち、ベトナムの企業に出資する際には、いわゆる「資本口座」を経由しなければならないとされており、ベトナム内資企業やベトナム人個人への支払いは、ベトナムドンで行う必要がある。

したがって、ベトナム内資企業やベトナム人個人からベトナム企業の株式を取得しようとする外国投

資家は、まず、ベトナムに開設した銀行口座（非居住者口座と呼ばれる）に譲渡対価を送金し、ベトナムドンに転換したうえで、資本口座に送金し、資本口座から、売主の銀行口座に送金を行う必要がある。ただし、実務上は金融機関により取り扱いが異なるケースも見られるため、個別の案件ごとに、当局や金融機関に事前確認を行うことが必要である（図2）。

7. おわりに

以上、ベトナム企業を対象とする M&A の法律上および実務上のポイントについて述べた。ベトナムは、先進諸国と比べると、法令解釈が不明確な点や法令間の不整合が多く見られるなどまだまだ課題は多い。しかし近時は M&A 関連法制の整備が急速に進められており、実務の蓄積も進んでいるため、日本企業によるベトナム企業への M&A の件数は今後ますます増加することが期待される。



西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI



廣澤 太郎
パートナー弁護士
西村あさひ法律事務所
ハノイ事務所

2004年東京大学法学部卒、05年弁護士登録、11～12年三井物産株式会社法務部出身。13年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)、14年ニューヨーク州弁護士登録。13年よりベトナム駐在。日本企業によるベトナム企業へのM&A(国営企業への投資案件含む)、ベトナムにおける合併会社の設立や不動産投資、ベトナム現地における事業運営に関するアドバイス(現地パートナーとの紛争、労務、不動産、コンプライアンスなど)を幅広く取り扱う。



渡邊 純子
弁護士
西村あさひ法律事務所

2011年弁護士登録、2012年西村あさひ法律事務所入所。ベトナムにおける日系企業の事業進出、企業買収など日本からの新規投資案件や、進出後の労働、コンプライアンス、知的財産権をはじめとする日常的な法律相談案件に多く携わる。



【Vietnam】

国家証券委員会の オフィシャルレターの有効性

山口 健次郎 LNT & Partners

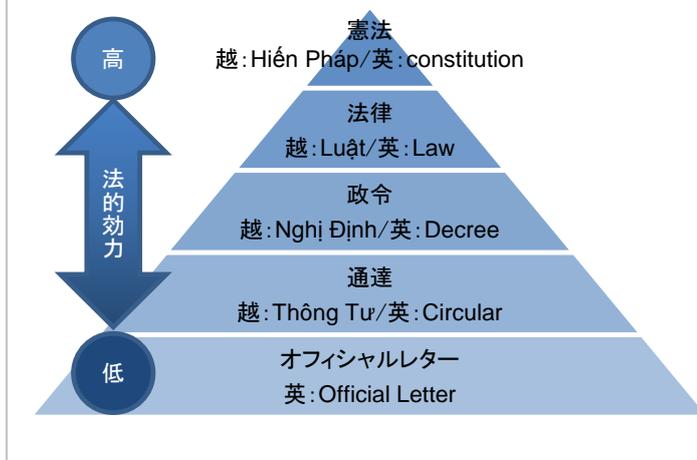
二 概要

ベトナムの法体系として、まず憲法(越: Hiến Pháp/英: constitution)が基本法であり、最高の法的効力を有しております。次に、憲法の枠内で国会が制定する法律(越: Luật/英: Law)が憲法に次ぐ効力を有することになります。次いで、順に、内閣が法律の具体的な実施方法等を定めるために公布する政令(越: Nghị Định/英: Decree)、内閣の指示を受けた各省庁が法律や政令を実施するための手続きや指針を詳細に説明するために公布する通達(越: Thông Tư/英: Circular)が憲法、法律の下に位置づけられます(図)。この点、オフィシャルレター(Official Letter)⁵は、各企業等の質問・疑問に応じる形で、上記に記載した法令等の実施に当たって生じ得る特定の事項についての不明確な論点・解釈をクリアにするために、各政府機関が書面による公式の回答を公布するものです。

つまり、オフィシャルレターは、政府機関からの公式回答という位置づけであるため、一般的に信頼性が高く、ベトナムの法令の隙間を埋める形で法令

⁵ オフィシャルレターは個別の質問・回答が当該レターのタイトルになるため、特段「オフィシャルレター」に該当するベトナム語はなく、俗に「オフィシャルレター(Official Letter)」を呼ばれているに過ぎません。

【図】ベトナムの法体系



の実務運用を円滑化する重要な役割を果たしています。しかしながら、ベトナムにおいては、オフィシャルレターが公布されたからといって必ずしも絶対的な効力を持つわけではなく、オフィシャルレターの有効性および合理性を慎重に検討することが求められるケースもあります。

そこで、本稿では、オフィシャルレターの効力が裁判所によって否定された事例を紹介したいと思います。

二 事例

ベトナムでは、2015年7月1日に改正企業法が施行されましたが、同法による主要な改正の一つが株式会社における株主総会の決議要件の引き下げです。普通決議については、出席株主の

有する議決権付株式の 65%以上の賛成(旧法)から 51%以上の賛成へ(企業法 141 条1項)、特別決議については、75%以上の賛成(旧法)から 65%以上の賛成へとそれぞれ引き下げられました(同法 144 条1項)。

そもそも普通決議について 65%の賛成が必要という高い比率を設定している国は、世界的にも珍しく、企業法の改正作業の過程において、ベトナムに投資を行う多くの外国企業や政府機関から強く是正を求められていた論点の一つでした。もっとも、かかる是正要求を反映させるために、改正企業法によって決議要件の基準が普通決議 51%、特別決議 65%に引き下げる形で規定されたものの、当該規定が各会社に対して強制的に適用されるという体裁は取らず、あくまで会社の自治に委ね、各社の定款によって具体的な比率を決定するという建付けになりました。

したがって、改正企業法施行後の実務の運用としては、定款において旧法に従った決議要件を記載している既存企業が決議要件を引き下げるためには、定款の修正を行う必要があり、定款の修正を行わない限りは、既存の定款に規定された決議要件に従うという形で行われていました。

ところが、改正企業法の施行から9カ月を経た 16 年 3 月、国家証券委員会(The State Securities Commission)は、公開会社⁶の決議要件に関するオ

⁶ ここでいう公開会社とは、以下の①から③のいずれかに該当する株式会社を指します(証券法 25 条1項)。

- ① 株式の公募(Public Offer)を行った会社
- ② 株式を証券取引所(Stock Exchange)または証券取引センター(Securities Trading Center)に上場している会社
- ③ 100 名以上の株主(ただし、機関投資家を除く)が存在し、かつ、払込済設立資本が 100 億ベトナムドン以上である会社

フィシャルレターを公布し、公開会社である株式会社に対して、年次株主総会の前までに改正企業法に従った決議要件を公表するよう指示しました。このオフィシャルレターによれば、公開会社である株式会社については、定款の修正を行わずとも改正企業法に従った決議要件を採用したことになる、という解釈を認めたように読めたため、従来の運用や改正企業法の解釈とは異なることから実務に若干の混乱が生じました。

そして、このオフィシャルレターの解釈に関して、ホーチミン証券取引所に上場している CHOLIMEX FOODS JOINT STOCK COMPANY とその株主である Masan Food との間に争いが生じ、訴訟に発展しました。事例の詳細は公開されていないため、両者の主張は必ずしも明確ではないものの、CHOLIMEX FOODS JOINT STOCK COMPANY の株式の 30%程度を保有する大株主である Masan Food の立場からすると、旧法に従った決議要件であれば、少なくとも 75%以上の賛成を必要とする特別決議事項に対して拒否権を行使することが容易であったため、定款の修正を行わない限り、旧法に従った決議要件になるはずだと主張したものと思われます。他方、CHOLIMEX FOODS JOINT STOCK COMPANY 側(つまり、大株主である Masan Food を除く株主ら)は、Masan Food の過剰なコントロールを避け、できる限り Masan Food の影響力を避けるため、改正企業法の決議要件に従い、特別決議要件については 65%の賛成のみで議決することができると主張したものと思われます。

結果として、控訴審は、17 年 4 月、国家証券委員会のオフィシャルレターにおける法律解釈とその有効性を否定し、定款の修正を行わない限りは、従来

の決議要件(普通決議 65%、特別決議 75%)に従うべきとの判決を下しました。

三 まとめ

以上のとおり、公開会社である株式会社についても、改正企業法に即した決議要件を採用するためには定款の修正を行う必要があることが明らかにされました。冒頭でも述べたとおり、オフィシャルレターは、ベトナムの法令の隙間を埋める形で法令の実務運用を円滑化する重要な役割を果たすべきにもかかわらず、本件のオフィシャルレターでは、むしろ実務に若干の混乱を生じさせるものでした。この点、裁判所の結論が従来の実務の運用を踏襲するものであったため、裁判所が国家証券委員会のオフィシャルレターによって生じた混乱を鎮める形となり、結果として、オフィシャルレターではなく、判決が実務に一定の安定をもたらすという役割を担うことになりました。

上記事例からも分かるようにベトナムにおいては、政府機関のオフィシャルレターが公布されたからといって、必ずしも絶対的な効力を持つわけではありません。したがって、オフィシャルレターの有効性の判断は容易ではないものの、従来の実務運用に逆らう内容のオフィシャルレターであった場合などにおいては、特にオフィシャルレターにおける法律解釈の有効性および合理性を慎重に検討した上で、専門家に早い段階で相談するなど適切な実務上の対応を求められることに留意が必要となります。



山口 健次郎

(やまぐち けんじろう)

弁護士

LNT & Partners

森・濱田松本法律事務所

2007年東京大学大学院公共政策学教育部中退。13年北京大學外資企業EMBA高級研究班修了。08年弁護士登録。10年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加。16年7月よりLNT & Partners(ベトナム・ホーチミン市)出向中。



【Vietnam】

ベトナムの付加価値税還付に関する 現行制度の問題点とその改正

金岡 秀浩 KPMG ベトナム・ホーチミン事務所

1. はじめに

2016年7月1日より施行された政令100号（Decree 100/2016/ND-CP）および通達130号（Circular 130/2016/TT-BCT）により、付加価値税（以下、VAT）の還付が非常に厳しくなった。背景には、ベトナム政府の財政難があると考えられる。一方、日系を含む多くの外資系企業からの意見をを受けて政府はさらなる制度改革を検討し、17年12月に財務省より当該政令等に対する改正政令146号（Decree 146/2017/ND-CP）が発行された。本政令は18年2月1日から施行となる。

今回は、改正案のうち日系企業にとって大きなデメリットの解消となることが予想される輸出企業のVAT還付に関する改正についてまとめる。

2. VAT 還付制度に関するこれまでの経緯と現行制度(政令100号)の問題点

1. 16年6月30日以前の取り扱い

控除方式（インボイス方式）を採用する企業の原則的な還付要件は、12カ月連続または4四半期連続で控除できない仕入VATが残っている場合に申請が可能というものであった。

2. 16年7月1日以降(至18年1月31日)の取り扱いと問題点

政令100号により、以下の例外を除き、原則としてVATの還付が認められなくなった（仕入VATを売上VATから控除することは引き続き認められる）。この制度変更は日系企業にも大きな影響を与えた。

- a) 建設途中の新規投資の場合
- b) 輸出企業の場合
- c) 会社清算等の場合
- d) 無償援助プロジェクトの場合
- e) 外交特権のある機関の場合
- f) 外国に居住する個人のベトナムでの購入品
- g) その他

このうち、上記b)の輸出企業に関しては、輸出する場合の売上VATは0%であるため、企業はその事業の性質上、常に還付を受けるポジションになる。そのため引き続き還付を受ける権利があるのは当然だが、そのような輸出企業であっても還付が認められないケースとして、以下の規定が設けられた。

- 輸入商品をそのまま再輸出する場合
- 指定された関税当局で適切な通関手続きを行っていない輸出販売

ここで、ベトナムの販売会社が、輸入した原材料等を EPE¹に販売する際の VAT の取り扱いが問題となる。現行の VAT 通達においては、『EPE に対する販売は輸出取引』であると定義されていることから、販売会社が上述の『輸出企業』となり、輸入した原材料等をベトナムの EPE に販売する場合、上記規定の再輸出取引に該当するものとして、当該取引に係る輸入 VAT の還付ができないという実務慣行が生じてしまっている(図 1)。

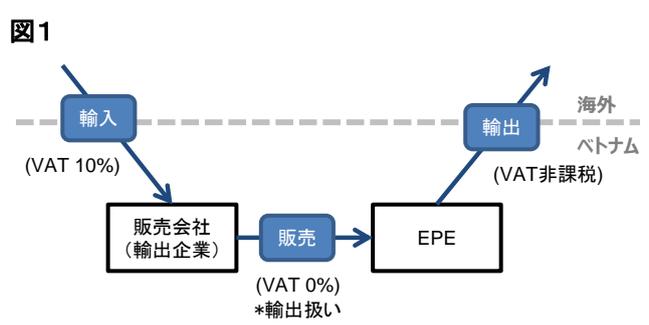
販売会社(輸出企業)の立場からすると VAT の還付を受けられないため、これを販売価格に転嫁せざるを得ない(あるいはコスト増として受け入れる)。すると EPE の製造コスト増(あるいは販売会社の利益減)につながり、EPE がこれを輸出価格に転嫁できない場合には資金繰りに窮する企業が出てくるなど、悪影響が連鎖し、最悪の場合ベトナムからの撤退を検討せざるを得ない状況が生じる。

3. 政令 146 号による改正と日系企業にとってのデメリット解消

EPE のコスト増につながるという問題は輸出促進という政府方針に反するものであるとして、改正政令 146 号においては、以下の取り扱いが明確になっている。

- ✓ 非関税区域(EPE)への再販売および他国への再輸出を含む輸出販売およびサービス輸出に関する未控除の仕入 VAT が3億 VND(約 13,300USD)以上ある場合には、月次申告で還付申請が可能である(未控

¹ EPE:Export Processing Enterprise の略。輸出加工型企業と呼ばれ、輸出入関税や VAT について一定の免除を享受できる。



除仕入 VAT が3億 VND 未満の場合には、翌月に繰り越して還付申請可能)。

この改正により、これまで問題となっていた輸入商品の EPE への販売にかかる輸入 VAT についても還付申請が可能になり、また輸入商品の再輸出を行う日系企業にとってデメリット解消になることが予想される。

4. まとめ

改正政令 146 号は 17 年 12 月 15 日に正式に発行され、18 年 2 月から施行となる。これにより大きな問題となっていた再輸出に関する VAT 還付についてはひとまず解決することになった。VAT 還付制度は日系企業に与える影響も大きく、18 年 2 月の施行後の実務動向に注目したい。

金岡 秀浩

(かなおか ひでひろ)

公認会計士

KPMG ベトナム
ホーチミン事務所



ITシステムエンジニアを経て、2006年にあずさ監査法人大阪事務所入所。国内上場企業、SEC上場企業および外資系日本企業の会計監査、財務デューデリジェンス等に従事。14年7月よりKPMGホーチミン事務所に赴任し、現地日系企業に対する会計、税務、投資および法務等のアドバイスを提供している。



【Australia】

豪州移転価格税制

讃岐修治 フェアコンサルティングオーストラリア

はじめに

オーストラリアは OECD 加盟国であり、国際課税の主流となっている BEPS (Base Erosion and Profit Shifting = 税源浸食と利益移転) の行動指針遵守に積極的に取り組んでいる。BEPS が推薦する移転価格税制が法制化され、会計年度が 2016 年 12 月締めの対象企業は既に当該規制の中で導入されたローカルファイル、マスターファイル、国別報告書の提出義務が発生している。本稿ではオーストラリアにおける移転価格税制について、日系企業の納税者に起こりうる問題点という観点から解説する。

各ファイルの概要

上述の通り、オーストラリアでは当局発表により、ローカルファイル、マスターファイルおよび国別報告書の3つのファイルが導入された。なお、当地では、マスターファイルと国別報告書は OECD モデルを採用しているが、ローカルファイルについては内容およびファイル形式において独自のモデルを採用して

いることに留意が必要である。各ファイルの概要は次の通りである。

ローカルファイル (現地法人または親会社作成): 個々の関連者間取引に関し詳細な情報を記載した文書を作成する必要がある、これまで法人税申告時に提出されていた International Dealing Schedule (IDS) に加えて、ローカルファイル簡易版、パート A およびパート B の提出義務が追加された。各概要は以下の表の通りである (表 1)。

なお、報告体 (オーストラリア現地法人) の国際関連者間取引の総額が 200 万豪ドル未満であり、かつ対象外リストに規定される取引 (例: デリバティブ取引等) がない等の基準を満たす場合にはパート A およびパート B の提出義務は免除される。

ローカルファイル各パートの内容は以下の通りである。

(1) ローカルファイル 簡易版

1. 報告体の組織構造。報告体のマネージ

【表1】 ローカルファイルの概要

	旧制度	新制度	内容
1	IDS (International Dealing Schedule) のみ	IDS (法人税申告時にはローカルファイルパート A の代わりに引き続き、使用可能)	国際取引内容
2		ローカルファイル簡易版	報告を行う事業体に関する説明 ※1参照
3		ローカルファイル パート A	より詳細な国際取引内容 ※2参照
4		ローカルファイル パート B	重要な規制対象取引について、追加的な情報 ※3参照

メントリポート提出責任者および本社責任者を含む。

2. 報告体の事業内容と戦略の説明。
3. 過去および現在の会計期間における事業再編があればその説明。事業への影響度合いも含む。
4. 過去および現在の会計期間における無形資産取引があればその説明。事業への影響度合いも含む。
5. 報告体の主要競合他社リスト

(2)ローカルファイル パート A

1. 取引の種類
2. 為替差益
3. 有形資産からの収益
4. 役務提供取引
5. 無形資産等の取引
6. スtockオプション
7. その他国際関連者間取引による収益
8. デリバティブ取引
9. 支払利息
10. 売掛債権買取、債務の証券化
11. その他の金融取引
12. 資本関連の有形資産取得および処分等の取引
13. 資本関連の無形資産や権利の取得および処分等の取引
14. その他、国際関連者間取引内容

(3)ローカルファイル パート B

1. 各国際関連者間取引の識別
2. 移転価格および資本・資産価格の算定方法に関する情報
3. 国際関連者間契約書写し
4. 事前確認制度利用の有無
5. 報告体の財務報告書
6. その他、国際関連者間取引情報

マスターファイル(親会社作成):オーストラリア現地法人は、親会社が作成する多国籍企業の事業概要を記載した書類の英語版を入手して、オーストラリアで提出する必要がある。

国別報告書(親会社作成):国別に合計した所得配分、納税状況、経済活動の所在、主要な事業内容等を記載した書類を海外の親会社が作成する。親会社が日本である場合には、オーストラリアと日本の情報交換制度により、日本の国税庁よりオーストラリア税務局(ATO)に情報が提供される仕組みとなっている。この場合、オーストラリア子会社からATOへの書類提出義務は発生しない。

起こりうる問題点

新たな移転価格税制による主な問題は、ファイル形式と申告方法、およびマスターファイルと国別報告書の作成要件についてである。

旧制度においては法人税申告時のIDS申告のみであったが、新制度ではIDSに加えてローカルファイル、マスターファイル、および国別報告書の作成の必要が出てくる。IDSはペーパーフォームであるが、その他のファイルはXMLと呼ばれるファイル

【表2】 ローカルファイルおよびマスターファイル形式と申告方法

	旧制度	新制度	ファイル形式	申告方法
1	IDS	IDS*	ペーパーフォーム	郵送
2		ローカルファイル 簡易版	XML Embedded attachment	オンライン
3		ローカルファイル パート A	XML Schema	オンライン
4		ローカルファイル パート B	XML Embedded attachment	オンライン
5		マスターファイル	XML Embedded attachment	オンライン
6		国別報告書	XML Schema	オンライン

*法人税申告時に IDS の代わりにローカルファイルパート A を提出することも可能。

【表3】 マスターファイルと国別報告書にかかるオーストラリアおよび日本の作成要件

	オーストラリア基準	日本基準
マスターファイルおよび 国別報告書	連結売上高が 10 億豪ドル(約 881 億円*) 以上の場合、作成が必要	連結売上高が 1,000 億円以上の 場合、作成が必要

*みずほ銀行 2017 年 10 月平均仲値為替レートを使用した場合。

参照 URL <https://www.mizuhobank.co.jp/rate/market/historical.html>

形式で作成される。また、申告方法はIDSは郵送であるが、その他のファイルは専用ソフトウェアでのオンライン申告もしくは ATO オンラインポータルでの申告となり、郵送での申告は受け付けていない。したがって、ATO 指定の専用ソフトウェア導入もしくは外部への委託検討の必要が出てくるということである(表2)。

為替レートの関係により対象連結売上高に差が生じ、日本などの親会社がマスターファイルおよび国別報告書を作成する必要がないにも関わらず、オーストラリア現地法人側において作成しなければならないねじれ現象が生じる可能性がある(表3)。したがって、親会社は居住国において必要がないとされていても、自らが保有する情報に基づいてマスターファイル的な文書を作成し、かつ親会社や他の子会社等との取引がある場合にはローカルファイルの内容との整合性を図る必要が出てくる。

納税者の対応

上述のように、ローカルファイル作成において

OECD モデルを採用していない点、指定のファイル形式によるオンライン申告が必要となる点、また、親会社と子会社間で生じる作成要件の相違による問題発生の可能性のある点に留意が必要である。これらに該当する場合には、納税者は誰が、何を、いつまでにやるのかという準備しておく必要がある。移転価格の文書化を検討されている場合には、事前に手続きや注意点を専門家に相談されることをお勧めしたい。



FC FAIR CONSULTING GROUP

讃岐 修治

Fair Consulting Australia

オーストラリア公認会計士

外資系衛生製品メーカーのセールスマネジャーを経て、オーストラリアにて MBA 取得。大学院在学時より日系の独立系会計事務所にて日系企業を含めたローカル企業の会計・税務・ビジネスコンサルティングに従事。その後、ベトナムハノイ駐在の後、現職にて日系企業含め会計等コンサルティングを実施。



【Malaysia】

2018 年度マレーシア予算案における 税制改正

青木 貴宣 FAIR CONSULTING MALAYSIA SDN. BHD.

2017 年 10 月 27 日に 18 年度(1~12 月)のマレーシア予算案が発表されました。今般予算案は、ナジブ首相が昨年掲げた戦略的目標、TN50(2050 National Transformation: マレーシアが 2050 年までに先進国のトップ 20 入りを目指す取り組み)の実現に向け、経済全体の力強い成長をテーマとしています。

予算案によると、歳出は 2,802 億リンギット(以下、RM)となっており、歳入は 2,398 億 RM を見込んでいます。財政赤字は 2.8%(対 GDP 比)を見込んでおり、前年度より赤字幅を 0.2 ポイント抑えることを目標としています。また、18 年の実質 GDP 成長率は 5~5.5%と予測しており、17 年の 4~5%の範囲より高い水準となっています。

予算案では、主に以下の 8 つの戦略を掲げています。

- 投資、売買、産業の活性化
- TN50 の推進
- 教育、技能、訓練、人材開発の強化
- 包括的発展の推進
- 国民幸福度の向上、所得を生み出す機会の提供
- 第 4 次産業革命およびデジタル経済の

強化

- 政府系企業および公共サービスの効率性の向上
- 現世と来世のバランスを取ること(イスラム教の考え)

今回は 18 年予算案のうち、日系企業に関心が高いと考えられる、税制改正の内容について以下の通り解説します。

法人税(Corporate Tax)

① 過大支払利子税制(ESR)の創設

過大な借入金にかかる利子の損金算入を制限するアーニング・ストリッピング・ルール(Earning Stripping Rules: ESR、過大支払利子税制)の創設が提案されています。制度の詳細は未定ですが、適用開始は 19 年 1 月 1 日からとなり、関連者からの借入金にかかる利息について、一定の方法により算出した税引前利益の 10%から 30%の範囲を限度に損金算入を制限されることになる予定です。

② 過少資本税制の廃止

過少資本税制(借入金と資本金の比率に着目して、過大な借入金にかかる利子の損金算入を制限する制度)は、2009 年 1 月 1 日に制定されましたが、

納税者への準備期間として、施行は 17 年 12 月 31 日まで延期されていました。今回の改正により、18 年 1 月 1 日をもって過少資本税制を廃止することが提案されています。結果的に、過少資本税制の実際の適用はされないこととなります。

なお、日本では過大支払利子税制と過少資本税制の両方が適用されていますが、19 年 1 月 1 日以降、マレーシアでは過大支払利子税制のみが適用されることになる予定です(表1)。

③ 会計年度の変更

会計年度を変更する場合、下表2の通りマレーシア内国歳入庁(以下、IRB)への通知期日を明確にすることが提案されています。

④ 経済協力開発機構(以下、OECD)の課税取り組みへのマレーシアの参加

現在、マレーシアは課税権の維持と競争力の確保のため、国際合意された税に関する情報交換の枠組みの遵守にコミットしており、以下の取り組みに参加しています。また、ナジブ首相の 18 年予算スピーチにおいて、マレーシアによる OECD の税源浸食と利益移転(以下、BEPS)アクションプランに

向けた新たな取り組みの実行が表明されました。ただ、これに関する詳細はまだ公表されていません。

- i. OECD の取り組みへの参加
 - (a) BEPS のアソシエイトとして、アクションプラン実行のための包括的枠組みへの参加
 - (b) 有害税制フォーラム(以下、FHTP)のメンバーとしての参加
 - (c) 税の透明性および税の情報交換に関する国際フォーラムのメンバーとしての参加
 - (d) 税に関する相互行政支援の条約の当事者としての参加
 - (e) Country by Country Reporting(国別報告書)に関する多国間合意の当事者としての参加
 - (f) Common Reporting Standards(共通報告基準)に関する多国間合意の当事者としての参加
 - (g) 多国間協定の枠組みへの特別メンバーとしての参加
- ii. 税に関する自動的情報交換(AEOI)制度について 18 年 9 月から導入

【表1】 過少資本税制と過大支払利子税制の適用

現行	改正後(提案)
過少資本税制は導入されているが、その施行は 2017 年 12 月 31 日まで延期されている状態。	過少資本税制なし 過大支払利子税制適用(19 年 1 月 1 日適用)

【表2】 会計年度変更にかかる通知時期

現行	改正後(提案*)
会計年度を変更する場合の IRB への通知期日が明確になっていない。	会計年度を変更する場合、以下の区分に応じて定める日を IRB への通知期日とすることが提案されている。 (i) 変更年度の期間が 12 カ月未満の場合: 新会計年度の末日の 30 日前 (ii) 変更年度の期間が 12 カ月超の場合: 旧会計年度の末日の 30 日前

*2019 賦課年度(19 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに終了する事業年度)から発効予定。

- iii. FHTP 基準に沿った優遇税制の整備。関連法案の改正は 19 年 1 月 1 日までに公布予定

個人所得税 (Individual Tax)

① 税率の引き下げ

現在、居住者の個人所得税は、課税所得に対して 0%~28% の累進税率が適用されていますが、中級所得層の可処分所得の引き上げおよび生活費上昇への対処として、表 3 の通り、3 つの所得帯に対する 2% の税率引き下げが提案されています。なお、非居住者に対する税率は、従前通り一律 28% となっています。

② 居住用賃貸物件の家賃収入に対する所得税の軽減措置

居住者が所有する住居物件の賃貸を推進するため、次の要件を満たす居住者の家賃収入に対する所得税について 50% の免除が提案されています。

- (a) 月額家賃 2,000RM 以下の住居物件
- (b) 家主と借主の間で法的に有効な賃貸借契約書が取り交わされていること
- (c) 税の軽減期間は 3 年間 (18~20 賦課年度

【表3】 居住者の個人所得税率

課税所得 (RM)	現行の税率	改正後の税率 (提案*)
20,001 - 35,000	5%	3%
35,001 - 50,000	10%	8%
50,001 - 70,000	16%	14%

*2018 賦課年度から発効。

までの適用)

優遇税制 (Investment Incentives)

① 情報通信機器およびソフトウェアにかかるキャピタルアローワンス (税務上の減価償却費)

デジタル時代における企業の競争力維持および先端技術の導入を後押しすべく、表 4 の適格支出についてキャピタルアローワンスの申告を認めることが提案されています。

② インダストリー 4.0 への転換に向けた優遇措置

製造業および関連サービス産業による、テクノロジー・ドライバーの導入を含むインダストリー 4.0 への転換を推進するため、次頁表 5 の優遇措置の創設が提案されています。

③ プリンシパルハブに対する優遇措置の期間延長

多国籍企業のグローバル戦略拠点としてマレー

【表4】 キャピタルアローワンスにかかる変更

現行	改正後 (提案*)	
	適格支出	キャピタルアローワンス料率
情報通信機器およびソフトウェアパッケージの購入にかかる経費は、2016 賦課年度まで加速償却 (ACA) の対象とされていたが、個別ソフトウェアの開発にかかるコンサル料、ライセンス料および付随経費はキャピタルアローワンスおよび損金算入が認められていない。	<提案 1> 情報通信機器およびソフトウェアパッケージの購入にかかる費用 <提案 2> 個別ソフトウェアの開発にかかるコンサル料、ライセンス料および付随費用	初回の償却: 20% 年間の償却: 20%

*提案1は 2017 賦課年度以降、提案2は 2018 賦課年度以降に発効。

【表5】 インダストリー4.0 への転換に向けた優遇措置

現行	改正後(提案*)
<p>製造業および関連サービス産業は、インダストリー4.0 と呼ばれる先端技術の積極的な導入、とりわけ以下のテクノロジー・ドライバーの導入を推奨されているが、インダストリー4.0 への転換に向けた特定の税制優遇措置は無し。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ビッグデータ解析 (ii) 自律ロボット (iii) シミュレーション (iv) 産業分野向けモノのインターネット(IIoT) (v) サイバーセキュリティ (vi) 垂直/水平システム統合 (vii) クラウドコンピューティング (viii) 付加価値製造 (ix) 拡張現実(AR) (x) 人工知能(AI) 	<p>2018～2020 賦課年度までに生じた適格資本支出のうち 1,000 万 RM を上限に、加速償却と自動化設備への優遇適用を容認。2 賦課年度内で全額の適用が可能。</p>

*18 年1月1日から 20 年 12 月 31 日までに Malaysian Investment Development Authority(以下、MIDA)によって受理された申請分について発効。

【表6】 障害者雇用に対する優遇措置

現行	改正後(提案*)
<p>社会福祉局(以下、JKM)から認定を受けている障害者を雇用する場合、雇用主は支払給与額について二重控除の適用が可能。この控除は 1982 賦課年度から実施されているが、事故/重病による影響がある障害者のうち JKM の障害認定のない者の雇用に対しては適用がない。</p>	<p>事故/重病による障害を抱える人々の雇用主に対して二重控除の適用を容認。ただし、社会保障機構(SOCSO)の医療委員会は、これらの従業員が彼らの能力の範囲内で就労できることを証明する必要あり。</p>

*2018 賦課年度から発効。

シアの競争力をさらに強化するため、プリンシパルハブ に対する優遇措置を3年間延長し、FHTP 基準に準拠させることが提案されています。この提案は、20 年 12 月 31 日までに MIDA によって受理された申請分について適用されることとなります。

④ 障害者雇用に対する優遇措置の拡大

事故、重病による障害を抱える人々の雇用機会を守るため、表6のとおり、優遇措置の拡大が提案されています。

⑤ 4ツ星、5ツ星ホテルに対する優遇措置の期間延長

新規4ツ星、5ツ星ホテルのパイオニアステータ

スと投資控除(ITA)の申請期限を 20 年 12 月 31 日まで2年間延長することが提案されています。

⑥ 旅行会社に対する優遇措置の期間延長

20 年までの外国人によるマレーシア訪問者数拡大キャンペーンおよびマレーシアの観光業をさらに後押しすべく、旅行会社のツアーパッケージ販売にかかる法定所得について、100%免除のインセンティブを 20 賦課年度まで2年間延長することが提案されています。

⑦ 医療ツーリズムに対する優遇措置の期間延長

医療ツーリズムに対する5年間の投資控除の申請

【表7】医療ツーリズムに対する優遇措置

現行	改正後(提案*)
(i) 各賦課年度における民間医療サービスの全受診者数の最低5%が適格医療ツーリストで構成されている。	(i) 各賦課年度における民間医療サービスの全受診者数の最低10%が適格医療ツーリストで構成されている。
(ii) 適格医療サービス収入が、各賦課年度の企業の総収入の最低5%を占めている。	(ii) 適格医療サービス収入が、各賦課年度の企業の総収入の最低10%を占めている。

*18年1月1日から20年12月31日までにMIDAによって受理された申請分について発効。

期限を20年12月31日まで3年間延長するとともに、表7の通り適用要件の変更が提案されています。

物品・サービス税(Goods And Services Tax: GST)

① 書籍にかかる GST のゼロレート課税

現在、あらゆる書籍、新聞は GST のゼロレート課税品目ですが、雑誌、定期刊行物および漫画には6%の GST が課せられています。18年1月1日以降は、GST 取り扱いの統一および明確化を通じて GST コンプライアンスを高めるために、雑誌、定期刊行物および漫画を含むすべての書籍に対する GST の税率をゼロレートとすることが提案されています。

② 高額商品の輸入に対する GST 免除

現在、航空、船舶、石油ガス産業の企業が航空機、船舶および石油掘削装置等を輸入する場合、GST6%が課せられています。18年1月1日以降は、マレーシアの航空、船舶、石油ガス産業のキャッシュフローの改善と国際競争力の向上、最新設備への投資を後押しすべく、これらの産業の企業が一定の高額商品を輸入する場合、GST 課税を免除することが提案されています。なお、高額商品の詳細や承認のための諸条件は、財務大臣が定めるものとされています。

不動産譲渡益税(Real Property Gain Tax: RPGT)

現在、不動産を譲渡した場合には、原則、譲渡対価の3%を源泉徴収し、その譲渡日から60日以内に不動産譲渡益税を IRB に納付する必要があります。18年1月1日以降は、税收確保のため、外国人、非永住者による譲渡に対しては、源泉税率が3%から7%に引き上げられることが提案されています。



青木 貴宣
(あおき たかのり)
Fair Consulting Malaysia
フェアコンサルティング マレーシア

中堅会計事務所にてオーナー企業や中小企業の経理業務全般に従事。その後、EY 税理士法人にて主に上場企業と外資系企業の税務申告業務や税務アドバイザリー業務に従事し、国内・国際税務、組織再編税制、連結納税などの幅広い分野での税務業務を担当。現職では日系企業が海外進出する際の様々な問題を解決するためのコンサルティング業務を提供している。



【India】インドビジネス最新情報 第28回

BEPS アクションプランに対応する 移転価格文書化への取り組み

三宅 志英 SCS Global / Corporate Catalyst (India)

はじめに

経済協力開発機構(OECD)が2015年10月に公表した税源浸食と移転価格(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画最終レポートは、主に多国籍企業による過度な節税対策を問題視し、これを制限することを目的として作成された。

当該レポートは大きく分けて右表1の通り、15項目の行動計画を実行するよう各国政府に提言している。¹

上記のうち、13番目(アクションプラン13)は、多国籍企業の企業情報文書化を推進することを求めている。これは、

- ① マスターファイル
- ② 国別報告書(Country by Country Report)
- ③ ローカルファイル

の3種類の文書作成からなる計画(詳細は後述)であり、各国税務当局が対象多国籍企業の移転価格リスクに関する情報を効果的に集め、移転価格にかかる税務調査を円滑に進めることを目的としたものである。

インドはOECD加盟国ではないものの、世界に通用するビジネス環境およびコンプライアンス基準整

【表1】 BEPS 行動計画(アクションプラン)

1. 電子経済上の税務問題への対策
2. ハイブリットミスマッチに対する調整
3. 外国子会社合算税制の強化、改善
4. 利子損金算入および金融取引を介した税源浸食の規制
5. 有害税制への対策
6. 租税条約濫用の阻止
7. 恒久的施設(PE)の人為的回避に対する制限
8~10. 移転価格税制と実務の合致
11. BEPS の評価と管理方法
12. 義務的情報開示ルールの制定
13. 移転価格文書化の推進
14. 相互協議実施の効率化
15. 多国間協定制定による二国間協定の改定、代替

備のため、進んで OECD の提言を取り入れている国の一つである。近年7%台の経済成長率を達成し続けているインド経済²のポテンシャルは疑うべくもないが、高額紙幣廃止やGST導入など個々の政策によって大きく影響を受けてしまう不安定な経済の足場固めのため、国際的なビジネスルールの導入はインドの国益に適っている。

モディ現政権にとっても外資を誘致するための環境整備は主要テーマの1つであり、アクションプラン13についてもOECDが公表した15年より積極的な導入検討を行ってきた。その後17年4月、インド所得税法の改正案が国会で承認され、一定の条件を満たす企業に対し、これまでの報告義務に加えマ

¹ <http://www.oecd.org/ctp/beps-2015-final-reports.htm>

² <http://www.imf.org/en/Countries/IND#countrydata>

スターファイル、国別報告書の報告を義務化することとした。また、インド財務省の中央直接税局（Central Board of Direct Taxes）にマスターファイル、国別報告書の記載内容を定める権限が付与され、17年10月に同局が定めたマスターファイル、国別報告書の記載内容が発表された。これらは2016会計年度分より作成義務が適用されることになる。

マスターファイルの整備

アクションプラン13は各国税務当局に対し、まずマスターファイル作成を多国籍企業に義務付けることを提言している。マスターファイルの趣旨は、当該多国籍企業の基本情報およびビジネス概要を報告することであり、個々の取引情報は必ずしも含まれない。

これを受け、インド中央直接税局ではインドにおけるマスターファイルの内容、提出要件につき下表2の通り定めた。

なお、表2の通りグループ連結売上が50億ルピー（17年10月時点で約87億円）以下の場合にはマスターファイル提出が免除されるが、日本の場合はこの基準が1,000億円となっている³。インドと日本のケースで金額差が非常に大きく、今後「日本では作成義務が無いが、インドで提出が求められる」という企業が大きく増えることになり、注意する必要がある。

国別報告書の整備

次に、アクションプラン13は各国税務当局に対し、国別報告書の提出を義務付けるよう提言している。国別報告書により多国籍企業は当該グループの経

【表2】 マスターファイルの概要

提出書類名	記載義務対象	主な記載内容	提出期限
Form 3CEAA Part A	在印日系企業の法人、支店、駐在員事務所は基本的にすべて対象	社名、住所、PAN番号、インド国内で活動しているグループ企業の社名、納税者番号（PAN）などの基本情報	対象会計年度翌年の 11月30日 (16年度分は特別に 18年3月31日)
Form 3CEAA Part B	下記A、Bの両方を満たす企業 A. 対象年度のグループ連結売上が50億ルピー超 B. 海外取引が5億ルピー超もしくは無形資産に関する海外取引が1億ルピー超	<ul style="list-style-type: none"> グループの事業概要 移転価格に関する方針 グループの売上のうち、主要5品目に該当する製品・サービスのサプライチェーン説明 グループの主要マーケット国、地域 グループの売上10%以上を占める主要企業の資産、経営状況など 無形資産を形成、認識しているグループ企業名など 	
Form 3CEAE	同一グループ内でインド国内に複数の企業（支店、駐在員事務所含む）が存在する場合に提出する	インド国内に複数の法人が存在する場合、代表の法人1社のみが国別報告を提出することになる。その場合に、どの法人が国別報告書を提出するかを明示する	対象会計年度翌年の 10月31日 (16年度分は特別に 18年3月1日)

3

<https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/takokuseki/pdf/01.pdf>

済活動内容、収益および課税額などの詳細を報告する。

これを受け、インド中央直接税局ではインドにおける国別報告書の内容、提出要件につき表3の通り定めた。

なお、親会社が日本企業である日系企業に関しては、日印間の租税条約により税務当局間で国別報告書の情報交換がなされており、基本的にインドで別途、国別報告書を提出する必要はない。

まとめ

以上のように、今回の法改正によりインドで日系企業に課せられる移転価格リスクに関わる情報の報告義務は強化され、短期的には対象企業の負荷が増加することとなる。また、今回増加した報告義務を果たすには、親会社とのコミュニケーション緊密化が効果的かつ必要と考えられる。

一方で、長期的に見れば今回追加された報告内

容を効果的にインド当局が活用できれば、より公正で国際基準に近づいたビジネス環境を整備することができる。是非そのようなメリットを期待したい。



SCS



CORPORATE CATALYST INDIA PVT LTD
(In Joint Venture with SCS Global)
www.cci.in



三宅 志英 (みやけ もとひで)
米国公認会計士資格合格者

SCS Global
Corporate Catalyst (India)
Manager

早稲田大学国際教養学部卒。タイ Thammasat University 留学。大手機械メーカーで国内及び海外営業、マーケティングに従事。その後 2016 年 2 月インド地場大手監査法人 Corporate Catalyst India に入社し、チェンナイ、バンガロールを中心としたインド南部を担当する。自身の海外ビジネス経験を活かし、日系企業へのインド進出支援や、既出企業への会計税務各種アドバイザリーサービスを提供。

【表3】 国別報告書の概要

提出書類名	記載義務対象	主な記載内容	提出期限
Form 3CEAB	インド国内に当該グループ企業が複数あり、自社が報告企業に指定された場合	指定報告企業の社名、住所、PAN、親会社概要など	対象会計年度翌年の 10月31日 (16年度分は特別に 18年3月1日)
Form 3CEAC	親会社がインド国外の企業である場合	社名、住所、PAN、親会社概要、親会社の代わりに国別報告書を提出する企業がある場合その概要	対象会計年度翌年の 11月31日の2カ月前 (16年度分は特別に18 年3月31日の2カ月前)
Form 3CEAD (国別報告書)	<p>下記 A、B の両方を満たす場合</p> <p>A. 自社がグループ親会社もしくは親会社の代わりにグループを代表し直接インド税務当局に国別報告書を提出する場合</p> <p>B. 対象年度のグループ連結売上が550億ルピー以上であった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社名、住所、PAN など ・ 当該グループの国別収益、納税額、資本金、従業員数、資産概要など ・ 当該グループ内各企業の事業概要 	対象会計年度翌年の 11月30日 (16年度分は特別に 18年3月31日)

Business 【China】



中国における税関調査 ～ 一般的な流れと対応 ～

王 鋭 Denchi コンサルティング

1. 税関調査の一般的な流れ

税関調査が多発する中、如何に対応するかについて悩まれる方が多いと思われる。税関調査には、一定の流れがある。それを理解して戦略を立てれば、税関調査にスムーズに対応することが可能になる。

まず、税関調査の一般的な流れを以下のとおり、簡単に紹介する。

(一) 調査対象企業への連絡

税関は調査を実施する際に、開始日の**3日前までに**、調査対象企業に、書面で「査察通知書」を発行するのが一般的である。しかし、企業に重大な違法嫌疑があり、証拠を隠蔽する恐れがあると疑われる場合、上記のような事前連絡なく、直接調査を実施することも可能である。

(二) 調査対象企業による関連資料の準備と提出

企業にとって、税関調査への対応において最も難しいのは、税関の要求に応じ、短期間に大量の資料を準備、提出することである。

特に内部管理の弱い企業では、資料の紛失で要求通りに資料を提出できなかったり、不備のある資料を提出し、疑いをかけられるリスクを招いてしまったりすることがよく見られる。この段階における対応

ポイントを次のようにまとめる。

- ① 社内の関連部署（財務、生産管理、物流、倉庫、営業など）が共同で対応チームを立ち上げて、対応策を探り出す。
- ② 税関査察により効率的に対応できるように、**窓口を事前に決めておき**、その窓口を通して、資料の提出や税関の質疑に対応する。また、**税関に提出するすべての資料は必ずコピーを取る**。
- ③ 税関査察に独自で対応できない企業は、**外部の第三者専門機関に依頼すること**を検討する。

(三) 税関による審査段階

この段階においては、主導権を持つのが税関である。対応の際には、次のポイントを踏まえる必要がある。

- ① 企業はできる限り自社にとって**有利な資料を積極的に**提出すること。
- ② 場合によっては、自主報告という制度をうまく利用する。税関調査の関連規定によると、税関が関連の問題を把握する前に、企業が違法行為を税関に自主的に報告する場合、行政処罰が軽減される。最近、各地

の税関が自主報告を奨励する公告を公布している。

2. 税関調査の具体的な対応方法

(一) 調査事項別の対応

➤ HS コード分類

HS コード分類はなかなか難しく、この問題による税関リスクを防ぐための一つの方法として、企業が商品を輸出入する **45 日前に**、所轄税関に輸出入商品の HS コードについて事前分類を申請することが考えられる。

➤ ロイヤルティー

ロイヤルティー問題で税関調査を受けている企業は、まず現行の法律に基づき、自社のロイヤルティーが課税範囲に該当するかどうかを自己判断すべきである。規定される課税対象であると判断した場合、企業は自社にとって有利な分担方法を検討したほうが良い。

一方、ロイヤルティー問題は時に、グループ全体に影響を与えるため、いかなる対応を行う際も、関連企業への影響を考慮しなければならない。

➤ 関連者からの輸入価格

現状、関連者間の価格設定がしっかりと整理できておらず、中国子会社に開示していない会社が多い。実務上、中国の子会社が指摘された場合に、その価格の合理性を証明できない。

実は、この関連者からの輸入価格の問題は、HS コードなどの客観的な問題と比べて、会社が説明できる余地が大きい。

ただし、自社では合理的な説明が難しい場合、会計士やコンサルタント等に相談することが検討される。コンサルタントは通常、移転価格などの手法をもって、専門のデータベースを使い会社の価格設定をよりスムーズに説明することができる。

(二) 調査後の対応

税関調査終了後、今後、同様な調査が発生しないよう、企業自らが下記の点について改善を行うべきである。

➤ 定期的な税関健康診断の実施

企業の潜在的なリスクを事前に把握し、早急に改善できるように、経営陣は外部の第三者専門機関に定期的に税関健康診断を実施してもらい、不備のある通関行為を直ちに是正すべきである。

➤ 内部管理体制の強化

税関リスクを軽減させるために、経営陣は内部管理の強化に力を入れ、しっかりとした内部管理体制を立ち上げ、各部署間のコミュニケーションをより効率的で有効なものにしなければならない。

➤ 税関最新動向の適時な把握

企業の経営陣は税関の最新動向をより重視すべきである。税関から最新規定が公布された場合、社内の通関担当部署をはじめ、関連部署の責任者を対象に、社内で適時にトレーニングを行うことにより、コンプライアンス違反を未然に防止すべきである。

3. 最後に

税関の担当者もビジネスの相手であり、先方の

仕事に積極的に協力すれば、税関調査も会社に有利な方法に動く可能性がある。反対に、税関調査に非協力的な態度、もしくは対抗する態度をとった場合、通常のケースに比べ重い処罰が下されるリスクもある。

税関調査の対応には、会社の多部署に関係するため、社内で協働しながら、対税関の窓口となる責任者を明確にした上で対応することをお勧めする。

DENCHI
ADVISORY

王鋭 (Richard Wang)

Denchi コンサルティング
パートナー
中国公認会計士



四大監査法人に 10 年ほど勤務し、シニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当。2012 年に独立し、Denchi コンサルティングを創設。日本会計士協会、中国税理士協会、在日本中国大使館、JETRO、中国地方政府機関、日本商工会等の機構が主催するセミナーにおいて、日本および中国に関する税務問題に関する講師を担当。



【アジア経済情報】

アジア概況

～2018年にかけて成長率は横ばいの見通し～

小林 公司 みずほ総合研究所

3Qの景気は輸出の持ち直しで概ね堅調

2017年3Q(7～9月期)のアジアでは、各国の景気は概ね加速した(図表1)。頭打ちとなっていた輸出が、IT関連を中心に持ち直したことが主因である。また、一部の国では内需についても堅調な動きがみられた。

国・地域別にみると、中国は過剰生産能力の調整により投資を中心に減速した。ただし、在庫投資や政府消費、個人消費が下支えとなり、減速幅は小幅だった。NIEsでは、韓国と台湾が半導体など電子部品の輸出を中心に大きく加速した。シンガポールも、輸出と在庫投資が拡大して高成長を遂げた。香港は減速したものの、その主因は在庫投資の減少であり、輸出や個人消費は加速していたことから景気の実勢は弱くなかったと評価

できる。

ASEAN5では、インドネシア、マレーシア、ベトナムが加速した。3カ国とも輸出が好調だったことに加え、投資や個人消費といった内需も堅調だった。フィリピンは前期比ベースで減速したものの、引き続き高めの成長率を維持しており、前年比ベースではむしろ加速だった。タイも減速したものの、近年のなかでは相対的に高めの成長率を保った。個人および政府消費が停滞したのに対し、輸出が好調で投資も持ち直したことが下支えになった。

インドは、公共部門を中心とする投資にけん引されて6四半期ぶりに加速した。ただし、成長率は依然として前年比+6%台にとどまっており、16年まで続いた同+7%台に戻っていない。

図表1 実質GDP成長率

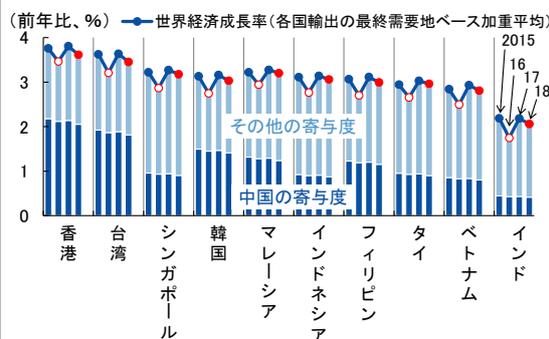
(単位: 前期比年率、%)

	2016				2017		
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
韓国	2.0	3.7	1.9	2.0	4.3	2.4	6.3
台湾	3.2	1.8	4.0	2.6	1.4	1.5	6.8
香港	▲1.2	6.0	3.2	5.0	2.8	4.5	2.0
シンガポール	▲0.5	0.8	▲0.4	12.3	▲2.0	2.2	8.8
タイ	4.0	3.8	2.2	2.0	5.3	5.7	4.0
マレーシア	3.1	4.3	5.7	5.1	7.5	5.2	7.3
フィリピン	6.2	7.5	5.5	7.6	5.5	8.4	5.2
中国	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	6.9	6.8
インドネシア	4.9	5.2	5.0	4.9	5.0	5.0	5.1
ベトナム	5.5	5.8	6.6	6.7	5.2	6.3	7.5
インド	9.1	7.9	7.5	7.0	6.1	5.7	6.3

(単位: 前年比、%)

(資料) 各国統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

図表2 各国の輸出環境(2015～18年)



(注) 世界経済成長率を、各国の最終需要地別付加価値生産比率(2014年から一定と想定)で加重平均したもの。2017～18年の成長率予測については、日本・米国・ユーロ圏・中国のみみずほ総合研究所予測、その他はIMF予測。

(資料) OECD TiVA、IMF World Economic Outlook より、みずほ総合研究所作成

18年の輸出は小幅に減速するが、底堅さを維持

先行きを展望すると、アジア経済をけん引していた輸出は、18年に小幅に減速するが、底堅い推移を続けると予想される。まず、IT輸出については、目下の高い伸びこそ和らぐものの、スマートフォンの高機能化やサーバー向けの半導体需要拡大を背景に、緩やかな増勢を保つと見込まれる。また、後述するように中国経済は緩やかに減速する一方で、先進国を中心にグローバル経済は底堅いと想定されるため、18年にかけて輸出環境の陰りは限定的にとどまると考えられる(前頁図表2)。

中国では、不動産バブルや過剰債務による金融リスクを防止するため、金融規制が断続的に強化されていることを受けて、投資を中心に成長率は緩やかに低下すると予想される。NIEsでは、依存度の高い中国向けを中心に輸出が減速する一方、欧米向けとIT輸出に下支えされ、成長率の低下は限定的とみられる。

ASEAN5では、中国など域外向けの輸出が小幅に鈍化するのに対し、域内での自律的な需要拡大により、景気は総じて堅調な推移を維持すると見込まれる。まず、域内では潜在的なインフラ需要が大きいなかで、18年についてはフィリピンとタイを筆頭に、積極的な公共投資を行う予算が編成されている。また、18年にはベトナムとCLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)のASEAN後発国で域内諸国に対する関税が撤廃されるため、特に新興のCLM向け輸出は活発化すると期待される。

インドでは、高額紙幣廃止の影響で17年初めに減速した消費が、その影響の薄れる18年には加速することで、消費主導で回復するだろう。もっとも、低稼働率や銀行不良債権問題を背景に設備投資は低迷を続け、財政も再建方針の下で抑制されるため、回復のペースは緩やかと予想される。

18年にかけてアジア全体の成長率は横ばい

17年と18年の成長率は、中国が+6.8%と+6.4%、NIEsが+3.1%と+2.6%、ASEAN5がいずれも+5.3%、インドが+6.3%と+7.3%と予測する(図表3)。中国とNIEsが緩やかに減速する一方、その他が加速することで、アジア全体の成長率は+6.1%で横ばいに保たれる見通しである。

図表3 アジア経済見通し総括表

	2014年 (実績)	2015年 (実績)	2016年 (実績)	2017年 (予測)	2018年 (予測)
アジア	6.4	6.2	6.2	6.1	6.1
中国	7.3	6.9	6.7	6.8	6.4
NIEs	3.5	2.1	2.2	3.1	2.6
韓国	3.3	2.8	2.8	3.2	2.9
台湾	4.0	0.8	1.4	2.6	2.3
香港	2.8	2.4	2.0	3.5	2.0
シンガポール	3.6	1.9	2.0	3.3	2.6
ASEAN5	4.6	4.8	4.9	5.3	5.3
インドネシア	5.0	4.9	5.0	5.1	5.2
タイ	0.9	2.9	3.2	3.9	3.5
マレーシア	6.0	5.0	4.2	5.9	5.4
フィリピン	6.1	6.1	6.9	6.5	6.7
ベトナム	6.0	6.7	6.2	6.7	6.6
インド	7.0	7.5	7.9	6.3	7.3
(参考)中国・インドを除くアジア	4.1	3.7	3.9	4.5	4.3
(参考)中国を除くアジア	5.4	5.4	5.7	5.3	5.7

(注)1. 実質GDP成長率(前年比)。

2. 平均値はIMFによる2015年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料)各国統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2017年5月発行 第62号

- ・中国自動車産業の新常態
- ・成長期を迎えるカンボジア
- ・India: インドの税制 [63] インド物品・サービス税(GST)導入を機会としたサプライチェーン改革の動向
- ・Vietnam: ベトナム不動産制度の概要
- ・Malaysia: マレーシア新外国為替管理規制
- ・Philippines: 日比租税条約の適用
- ・China: 中国民法総則の要点解説
- ・China: 中国現地法人運営の留意点
- ・Taiwan: 統一発票の実務上の留意点

2017年6月発行 第63号

- ・アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業～2017年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・中国返還20周年を迎える香港
- ・重慶市概況と日系企業進出の可能性
- ・Vietnam: ベトナムにおける会計制度の主な特徴
- ・Indonesia: インドネシア新移転価格文書規制
- ・India: インドビジネス最新情報 [25] 一般的租税回避否認規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [26] 民事執行における財産調査の最新状況
- ・China: 企業簡易抹消登記改革に関する分析
- ・Hong Kong: 香港私的有限会社の閉鎖オプション～会社秘書役の観点からの考察～

2017年7/8月発行 第64号

- ・2017年上期為替市場の回顧と2017年下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・欧州との物流ハブ目指す成都
- ・Malaysia: 法人の不動産投資に関する課税関係
- ・India: インドの税制 [64] インド子会社におけるITを活用したガバナンス強化のための要点(前編)
- ・Vietnam: 現地法人への出資の際の送金手続きおよび留意点
- ・Philippines: フィリピンにおける委託加工ビジネスの可能性
- ・Taiwan: インターネット広告費の支払いにかかる所得税
- ・China: 企業経営における刑事コンプライアンスおよびリスク削減

2017年9月発行 第65号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東省東西北部へ～
- ・Vietnam: ベトナムにおけるインボイス制度の概要
- ・Thailand: タイ国移転価格税制について
- ・India: インドビジネス最新情報 [26] インド物品・サービス税～供給が行われた場所
- ・China: 中国における税関調査～ロイヤルティーへの課税動向

- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [27] 改正「外商投資産業指導目録」
- ・Hong Kong: 香港証券取引所～新たな取引市場の創設に向けた動き
- ・Hong Kong: 外国子会社合算税制改正の概要と在香港日系企業への影響

2017年10月発行 第66号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・日本企業の台湾事業再構築～台湾事業の「存在意義」を探る～
- ・香港外食産業への進出に関する考察
- ・India: インドの税制 [65] インド子会社におけるITを活用したガバナンス強化のための要点(後編)
- ・Malaysia: 源泉税に関する改正とその留意事項
- ・Singapore: シンガポールの法人税
- ・Vietnam: 公開会社に関するガバナンス規則の概要
- ・China: 「広東省高級人民法院の労働紛争案件の審理における疑問に関する解答」の一部解説と外資企業の留意点
- ・China: 中国からの資金還元スキーム～中国配当実務～
- ・Taiwan: 台湾における法人税申告の個別調査

2017年11月発行 第67号

- ・中国食農ビジネスの機会を探る～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～
- ・加速する産業移転の現状と課題(続編)
- ・Vietnam: ベトナムにおける移転価格の新政令と通達
- ・Philippines: フィリピンのVAT還付制度
- ・Cambodia: カンボジアの最新税務動向
- ・India: インドビジネス最新情報 [27] 2016年破産法および倒産法の解説
- ・China: 中国会社法「司法解釈(四)」の要点解説
- ・China: 中国における非貿易送金の実務～ロイヤルティーとサービスフィー～
- ・Hong Kong: ウェルス・マネジメントにおける新たな選択肢～オフショア信託～

2017年12月発行 第68号

- ・ベトナム投資を拡大する韓国企業
- ・中国医療事業への参入に関する考察
- ・Indonesia: 新移転価格文書化規則制定後の動向と企業の対応
- ・Vietnam: 製造業に対する優遇税制の特徴と拡張投資にかかる留意点
- ・India: インドIBCを活用した債権回収実務の現状とその留意点
- ・India: インドの税制 [66] インドにおける新たな税務計算・開示基準(ICDS)の適用
- ・China: 商業賄賂リスク防止～贈答と賄賂の境界線～
- ・China: 中国国際投資紛争仲裁規則(試行)
- ・Hong Kong: 香港における航空機リース事業の税制改正

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。